

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」  
追加公募審査実施要領

第1 趣旨

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」追加公募における実施機関の選定に当たっては、本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 評議委員会の設置

- 1 革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）追加公募の実施機関の選定に係る審査を実施するため、「基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付15規則第45号）（以下「運営規則」という。）」の第6条で組織する評議委員会（以下「委員会」という。）を別紙の研究分野ごとに設置する。
- 2 委員会は、次の条件を満たす者のうち、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター所長（以下「生研支援センター所長」という。）が、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び行政関係者（地域農林水産業への成果の普及等を図る観点から地方出先機関の役職員を含む。）等により構成するものとする。
  - (1) 審査に係る研究について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
  - (2) その氏名、所属、研究論文等の実績及び主な経歴並びにその者が行う審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること。
- 3 公正で透明な審査を行う観点から、研究課題提案者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案書の審査には参加できない。

利害関係を有する場合とは、委員が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。

  - (1) 当該提案書の中で研究課題担当者となっている場合。
  - (2) 当該提案書の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。
  - (3) 当該提案書の研究課題担当者と親族関係にある場合。
  - (4) 当該提案書の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合。
  - (5) 当該提案書の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。
  - (6) 当該提案書の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある

場合。

(7) その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合。

- 4 審査対象となる提案につき利害関係を有する委員は、審査の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
- 5 委員会の議事は、委員（書類審査のみの委員を除く。）の中から互選された委員長が、生研支援センター及び農林水産省農林水産技術会議事務局の補佐を得て、これを主宰するものとする。
- 6 委員は、審査により知り得た情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

### 第3 審査方法の概要

- 1 審査は、面接審査対象を選定するための書類審査と委託予定先候補を選定するための面接審査の2段階で行うものとする。書類審査で選定した提案書について、提案者（研究グループによる応募の場合は代表機関をいう。以下同じ。）が提案書を説明する面接審査を行うものとする。
- 2 書類審査は、面接審査の円滑な実施のために、面接審査の対象となる提案書を選定することを目的とする。応募のあった提案書について、別紙の研究分野（3分野）ごとに定めた委員のうち複数名以上が書類審査を行う。委員は、別表の審査基準に基づいて、提案書ごとに、各委員が採点を行い、各委員（第3の6で採用しないとされた委員を除く。）の採点結果の平均点を提案書の評点とする。その後、公募課題ごとに評点の高い順に面接審査の対象となる提案書を選定する。なお、評点が70点未満の提案書は選定しないものとする。
- 3 面接審査は、委託予定先とする提案書の候補を選定することを目的とする。別紙の研究分野（3分野）ごとに定めた委員が面接審査を行う。ただし、複数の分野が合同で面接審査を行うことができる。なお、第2の4により提案書の審査に加わらない委員及びやむを得ない理由により特定の日時の審査に加わらない委員を除き、全委員の過半を超える委員が出席するものとする。  
また、生研支援センター所長又は委員長が必要と認めた場合には、委員以外の外部専門家等から意見を聴取することができるものとする。
- 4 第3の2で選定された提案書について、面接審査後の委員による議論を経た上で、原則として、追加公募要領別紙1の公募課題ごとに最も優良な提案を委託予定先とする。ただし、1つの公募課題に対して、優良な複数の提案があり、委託予定先とすることが適当だと認められる場合には、審議の上、複数の提案を委託

予定先とすることができるものとする。なお、評点が80点未満の場合は、審議の上、委託予定先としないことができるものとする。

なお、複数の研究課題が同一の評点を得ている場合、以下の順番で研究課題の優先度を決定して、より優先度の高い研究課題を採択し、委託先を決定するものとする。

- (1) Aの数が最も多い提案書の提案者を委託予定先とする。
  - (2) Aが同数の場合、Bの数が最も多い提案書の提案者を委託予定先とする。
  - (3) A及びBが同数の場合、Cの数が最も多い提案書の提案者を委託予定先とする。
  - (4) 以上の検討を経て、なお同数の場合にはくじ引きで委託予定先を決定する。
- 5 面接審査に際して、委員長は、提案書の審査結果について、委員と意見交換を行うとともに、この意見交換の際に各委員の審査結果について確認し、必要に応じて委員から採点結果の基となった判断の理由を確認できる。なお、特定の委員の審査結果が他の多数の委員の審査結果と大きく異なるものである場合には、委員長は、当該審査結果に係る委員からその審査結果の基となった判断の理由を必ず確認しなければならない。
- 6 委員長は、5により行った確認の結果、当該審査結果に係る委員の判断の変動が大きいと判断した場合には、最高点数及び最低点数の採点を除いた委員の審査結果の平均を採用することができる。

#### 第4 委託予定先の決定方法

- 1 審査の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。  
委員長は、委員会での意見交換に際し、応募者が本事業を実施することとなったときに、事業の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研支援センター所長に報告する。
- 2 生研支援センター所長は、審査結果の報告を勘案し、委託予定先を決定する。  
選定した結果は、提案者に通知するとともに、委託予定先となる提案者名をウェブサイトにおいて公表するものとする。
- 3 委員長は、いずれの提案書も委託予定先として選定されなかった場合には、当該提案書に対する評価及び本委託事業の設計、公募方法等に対する委員の意見を取りまとめ生研支援センター所長に報告するものとする。

#### 第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月27日から実施する。

「革新的技術開発・緊急展開事業（うち経営体強化プロジェクト）」  
追加公募審査基準

審査項目	審査基準・配点		
地域戦略	農林漁業経営体の所得向上等について、合理的な根拠の下、明確な数値目標が設定されているか。	A：十分 20点 B：概ね十分 16点 C：一部不十分 12点 D：不十分な点が散見 8点 E：不十分 4点	(1)
	研究開発された成果の普及体制、成果を普及する対象者及び地域、普及手法が十分なものとなっているか。	A：十分 10点 B：概ね十分 8点 C：一部不十分 6点 D：不十分な点が散見 4点 E：不十分 2点	(2)
	新たな技術体系によって生産される農林水産物・食品の販路が確保されているなど、経営体強化に向けて実需者・消費者との連携が十分図られているか。	A：十分 10点 B：概ね十分 8点 C：一部不十分 6点 D：不十分な点が散見 4点 E：不十分 2点	(3)
研究計画	提案内容が、経営体強化を実現する上で十分かつ適切な内容となっているか。	A：十分かつ適切 15点 B：概ね十分かつ適切 12点 C：一部十分かつ適切でない 9点 D：十分かつ適切でない項目が散見 6点 E：不十分かつ不適切 3点	(4)
	提案内容の要素技術が、技術的に優れているか。 (既存事業での実績がある場合にはそれらとの整理・仕分けが行われているかも含む。)	A：優良 10点 B：概ね優良 8点 C：一部優れていない 6点 D：優れていない事項が散見 4点 E：優れていない 2点	(5)

研究開発の実現可能性・体制	研究期間終了時まで提案内容の実現可能性があるか。 研究期間終了後においても、研究成果の検証や改良を行うなどの継続的な研究を行える体制を有するか。	A：実現可能性・体制有 10点 B：概ね実現可能性・体制有 8点 C：一部実現可能性・体制を有していない 6点 D：実現可能性・体制を有していない項目が散見 4点 E：実現可能性・体制が乏しい 2点	(6)
技術の普及可能性・波及効果	研究開発された成果の普及の可能性はどの程度あるか(導入のし易さ、幅広い地域への波及可能性など)。	A：普及可能性は高い 15点 B：普及可能性はやや高い 12点 C：標準的 9点 D：普及可能性はやや低い 6点 E：普及可能性は低い 3点	(7)
機器整備、人件費	研究計画の実現にとって真に必要な機器整備や人件費の計上となっているか。	A：妥当 10点 B：概ね妥当 8点 C：一部妥当でない 6点 D：妥当でないものが散見 4点 E：妥当でない 2点	(8)
加点要素			
	研究ネットワークに関する加点(事務局が確認)	(9)については、以下のア～カの合計点を基に加点する。 43～58点 5点 38～42点 3点 0～37点 0点	(9)
テーマの大きさ	「研究ネットワークの名称、対象及び主な目標」及び「構成員が得意とする技術開発分野」から、テーマは以下の基準を満たしているか ○テーマが作目や品目に係る場合 ・「栽培技術」、「防除技術」、「機械化」といった技術分野について、3つ以上の技術分野が含まれているか。	A：基準を満たしている 10点 B：基準を満たしていない 0点	ア

	○テーマが技術分野や技術課題に係る場合 ・「水田作」、「野菜」、「果樹」といった作目分野について、3つ以上の作目分野が対象になっているか。		
ネットワークへの農林漁業者の参画	農林漁業者が構成員に含まれているか。	A : 含まれている 20点 B : 含まれていない 0点	イ
ネットワークの大きさ、広がり	構成員における普及指導機関（公設農試含む。）所在地の都道府県数。	A : 8以上 10点 B : 5以上7以下 8点 C : 3又は4 6点 D : 1又は2 4点 E : 0 0点	ウ
	構成員における普及指導機関以外の機関所在地の都道府県数。	A : 10以上 6点 B : 7以上9以下 4点 C : 4以上6以下 2点 D : 2又は3又は北海道のみ 1点 E : 0又は1 0点	エ
	構成員における大学の数（学部単位で数える。）。	A : 8以上 6点 B : 6又は7 4点 C : 4又は5 2点 D : 2又は3 1点 E : 0又は1 0点	オ
	構成員における企業の数。	A : 8以上 6点 B : 6又は7 4点 C : 4又は5 2点 D : 2又は3 1点 E : 0又は1 0点	カ
	「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームに所属する研究コンソーシアムからの提案であって、提案内容が当該研究開発プラットフォームの目的と合致しており、当該研究開発プラットフォームのプロデューサーが協議会と連携して研究開発	A : 満たしている 5点 B : 満たしていない 0点	(10)

	を行うことに同意している実証研究か。		
合計		点	
<コメント>			

- ※1 コメント欄には、研究計画の優れている点、問題点、研究計画を見直すべき点(研究内容・研究実施期間、研究開発費等)について具体的に記載願います。  
特に低い点を付した場合には、必ずその理由を記載願います。
- ※2 加点要素(9)～(10)については要件を満たしているか否か事務局が確認します。
- ※3 (9)研究ネットワークに関する加点を行った場合は、(10)知の集積と活用の場合 研究開発プラットフォームに関する加点は行いません。

審査における研究分野

- (1) 野菜・花き
- (2) 果樹
- (3) 畜産・酪農